

告 示

埼玉県選管告示第三十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、新座市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

平成二十七年四月十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
新座ふれあいの家	埼玉県新座市新座二丁目一 四番六一号	新座市長	五〇三人